

## 參考資料

5

○障害者基本法【抄】

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

○滋賀県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月30日滋賀県条例第20号

改正

平成3年3月11日条例第1号

平成6年3月30日条例第12号

平成12年12月26日条例第129号

平成16年8月10日条例第36号

平成24年3月30日条例第31号

滋賀県障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、滋賀県健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

## 滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県障害者施策推進協議会条例（昭和47年滋賀県条例第20号）第6条の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定足数)

第2条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (議長)

第3条 会長は会議の議長となり、議事を整理するものとする。

### (意見徵集)

第4条 会長は、必要に応じ適當と認める者の会議への出席を求め、その説明を徵することができる。

### (小委員会)

第5条 協議会は、専門的技術的課題の調査検討および連絡調整を行うため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から会長が委嘱する。

### 付 則

1 この要綱は、昭和47年7月24日から施行する。

### 付 則

1 この改正要綱は、昭和48年7月11日から施行する。

### 付 則

1 この改正要綱は、平成8年5月7日から施行する。

